

第1回阿久比町水道料金及び下水道使用料審議会  
議事録

日 時：令和5年10月30日（月） 午前10時00分から正午まで

場 所：阿久比町役場 2階 会議室201

出席者：委員10名

齊藤由里恵 委員、竹内祥樹 委員、荻原光雄 委員、  
後藤由希子 委員、山本みほ 委員、新美清司 委員、南修 委員、  
齋藤小百合 委員、山内正和 委員、近藤美根子 委員  
（欠席 1名 今津哲次 委員）

町長（諮問書交付後退席）、事務局（小野寺建設経済部長、  
山田上下水道課長、田畑下水道係長、水野上水業務係長、  
山口主査、酒向主事）

- 1 委嘱状交付
- 2 町長あいさつ
- 3 会長、副会長の選出（会長：荻原光雄 委員、副会長：新美清司 委員）
- 4 会長あいさつ及び自己紹介
- 5 諮問
- 6 議事
  - (1) 下水道事業の概要
  - (2) 阿久比町下水道事業の概要
  - (3) 下水道事業経営の基本的考え方
  - (4) 阿久比町下水道事業経営の現状
  - (5) 経営状況の今後の課題
  - (6) 今後の予定

事務局から説明の後、次のような質疑応答がされました。

(委員)

資料7ページの表「下水道ストックの状況(R3末)」の中で、マンホールポンプ2基と記載があるが、これらはどこの地区に設置されているか。

(事務局)

1基は、卯坂地区にあり15戸程度の集落を対象としている。もう1基は、草木地区にあり3戸程度を対象としている。

(委員)

資料13ページの図において、ピンク色で示された費用の項目は、今後水洗化人口が増減しても変わらないものか。

(事務局)

水洗化率が向上すると、下水道使用料の収益が増えるが、それに係る費用として流域下水道管理運営費負担金も増える。愛知県には1m<sup>3</sup>当たり51.1円を支払っている。その他の費用として管渠費や総係費、減価償却費があるが、これらは水洗化率が向上してもあまり変化はない。

(委員)

阿久比町は、事業着手が昭和63年と他団体よりも後発であったことから、汚水処理原価が高いものと思われる。その反面、管渠の老朽化対策はまだ始まらない状況である。ただし、マンホールポンプの設備類は更新が必要になるとと思われる。

汚水処理に係る費用を下げる旨の説明があったが、現実的なことを考えると、これまでも効率的にやってきた中で、さらに削減できるのかと感じた。経営努力をしたうえで必要なものを値上げするというスタンスは良いが、最小の人員で対応されている中で、本当に必要な人員や費用はきちんと見積もっていかなければならない。このことから、汚水処理原価168円/m<sup>3</sup>を圧縮することはできない状況ではないか。

下水道事業が平成26年度に概成しているため、使用料について適切な負担を使用者に求める時期が既に過ぎているのではないか。便益に対して負担して頂くということは住民にきちんと説明すべきである。

使用料単価103円/m<sup>3</sup>に対して、一般会計から繰り入れしている状況におい

て、下水道を使用している方と使用していない方との不公平がある。今後の検討になるが、下水道の利用者に対してどのような使用料体系を求めていくのかという点について、スピーディに進めていかないと対応できなくなる。

資料 15 ページの経費回収率の図において、半田市においては令和 5 年 4 月より使用料改定を行っているため、経費回収率が上がると思われる。大府市においても令和 4 年 10 月に 1 段階目の改定を行っており、令和 7 年 4 月に 2 段階目の改定を予定している。他団体においても料金改定をしている段階にあるため、本町においてもスピーディに対応し、健全な状態にしていく必要がある。

使用料の改定に当たっては、改定幅が大きくなるほど改定しづらくなる。また、改定のタイミングを見計らっていると検討が長期間となってしまう。使用料改定においては、コンスタントに検討していくことが利用者にとってメリットとなる。

(委員)

資料の 16 ページの汚水処理原価の説明に「不明水対策」と記載されているが、分流式であるのになぜ雨水が入ってくるのか。マンホールの修繕の不備により入ってくるのか。

(事務局)

汚水以外の雨水や地下水を不明水という。下水道使用料は、皆さまの水道使用量より算定している。愛知県において実際の汚水処理量を計測すると、水道使用量よりも多くなっている。その差は 15% 程度であり、全国的な値である。この 15% の差が不明水であり、マンホールと管渠の継ぎ目や陶管のひび割れから水が入っていることが原因である。これらは管内カメラ調査で発見することができれば修繕をしているが、すべてを防ぐことはできない。不明水を削減できれば、流域下水道管理運営費負担金が減る。

先ほど汚水処理に係る費用の話があったが、下水道事業に掛かる経費はこれ以上の削減が難しい状況である。下水道事業は現在 3 名の担当者で対応している状況であり、既に人員削減も行っている。

(委員)

水道と下水道の料金の関係はどうなっているか。

(事務局)

河川から取水した水を処理して飲用し、それを使用して汚れた水を下水道で処理する。使用した水は、河川から取水した水よりも汚れているため、下水道は上水道よりも費用が掛かるのが一般的である。下水道の料金は水道料金の6割ぐらいが相場という考えがあるかもしれないが、実際にどのぐらいの費用が必要であるかは、今後提示していくため、それを見て適切な使用料であるかの判断をお願いしたい。

(委員)

下水道を使用していない家も使用料徴収の対象としているのか。

(事務局)

下水道に接続していない家からは使用料を徴収していない。一方で、一般会計からの繰入という面では、下水道の接続有無に関わらず、すべての住民より頂いていることになる。

(委員)

その考え方はこれからも継続していくのか。

(事務局)

例えば地方公営企業繰出金の基準外分を使用料として回収するか、あるいは住民負担を考慮して基準外の半分までを回収するか、そのような検討を今後実施していく予定である。

下水道を使用されている方が、例えば今の1.5倍の使用料となると、毎月どのぐらいの負担増となるかを考えて頂きたい。町としては、将来の積み立てという視点でも下水道使用料が高くなるのは有難い。経費回収率を指標として、改定案を複数提示していくため、ご意見を頂きたい。

(委員)

水道事業、下水道事業は、企業会計の要素を取り入れていることが特徴であり、一般的には損益分岐点分析をすることが多い。下水道は、固定費が圧倒的に多く、変動費が少ない。また、国の要綱に則ることで補助金が貰える事業である。

水道事業や下水道事業の設備は金額が高いこともあり、官側が努力しても経営面での対応が容易ではない。

減価償却の計算においては定額法を採用しており、修繕費は後回しになるというジレンマがある。定率法を採用して早期に償却すると、後に修繕費が増加する際に、修繕費と減価償却費を合算すると当初の資産購入から耐用年数到達までの費用がほぼ一致する傾向がある。

使用料単価を上げたとしても、昨今の物価高騰の中で、減価償却費は当初の少ない金額で計上されるため、後々の更新が先送りとなるかもしれない。

(事務局)

専門的な見地から御助言を頂きたいため、今後もよろしくお願い致します。

(委員)

一般的な世帯における水道使用量は何 $\text{m}^3$ 程度であるか。

(事務局)

4名世帯であれば1ヵ月であると20～30 $\text{m}^3$ の世帯が最も多い。2名の世帯であるとさらに少量となる。

## 7 その他

第2回の審議会の日程は12月19日(火)、時間は午前10時から正午まで、場所は役場1階の会議室101とする。

〈閉 会〉

以上